

(13) 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8 人	24,573 千円	2,476 千円	8,577 千円	35,626 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
263,248 円	276,070 円	48 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	180,300 円 県職員より6号給下位、行政職1級23号
	高校卒	152,400 円 県職員より6号給下位、行政職1級3号

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

		5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分 (1.20)</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分 (0.85)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分 (1.20)</td> <td style="text-align: center;">0.85 月分 (0.85)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分 (2.40)</td> <td style="text-align: center;">1.70 月分 (1.70)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">（注）（ ）は再任用職員の支給割合。</p> <p style="margin-left: 40px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)	12月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)	計	2.40 月分 (2.40)	1.70 月分 (1.70)
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)										
	12月期	1.20 月分 (1.20)	0.85 月分 (0.85)										
計	2.40 月分 (2.40)	1.70 月分 (1.70)											
[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,577,038 円</td> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">1,225,291 円</td> </tr> </tbody> </table>		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	8,577,038 円	7 人	1,225,291 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
8,577,038 円	7 人	1,225,291 円											
退職手当	[支給率] <p style="margin-left: 20px;">退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> [令和4年度実績] <p style="margin-left: 20px;">支給実績なし</p>												
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[令和4年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">537,924 円</td> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">76,846 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	537,924 円	7 人	76,846 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
537,924 円	7 人	76,846 円											

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	県行政職6級5種相当を基準に4割相当を支給 (再雇用職員に限る) 20,000 円 [令和4年度実績] 1人あたり平均支給月額 49,900円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級:3,500円 9級:支給しない	
		イ 子	10,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		[令和4年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
		904,000 円	5 人	15,067 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		[令和4年度実績] 支給実績なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和4年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	435,380 円	8 人	4,535 円
特殊勤務手当	終末処理施設等の保守管理業務、管渠内の作業、下水・汚泥等の検査業務、高圧電線、配電盤等の作業に従事した職員	1) 終末処理施設等保守管理業務手当	4時間以上作業に従事した日1日につき290円支給
		2) 管渠内作業手当	作業に従事した日1日につき560円支給（4時間に満たないときは、336円）
		3) 下水道検査業務手当	作業に従事した日1日につき290円支給
		4) 高圧配電線路等保守作業手当	
〔令和4年度実績〕 支給実績なし			

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	315,100 円	6 月期 1.200 月分 12 月期 1.200 月分	・報酬月額は県の行政職の再任用職員 6 級に相当する額 ・期末手当加算率45%
監事(監査等を行った場合)	30,000円／日までの範囲内	なし	
理事・監事・評議員(理事会又は評議員会等に出席した場合)	10,200円／日までの範囲内	なし	

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等含む)
4,771,156 円	1 人	397,596 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
241,200 円	5 人	4,020 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒：180,300円 高校卒：152,400円	大学卒：177,000円 高校卒：148,400円	給料表の改正に伴う変更
一般職 勤勉手当	6 月期：0.850月分 12 月期：0.850月分	6 月期：0.775月分 12 月期：0.925月分	県の制度に準じた改正
再雇用職員 期末手当 勤勉手当	期末手当 6 月期：1.200月分 12 月期：1.200月分 勤勉手当 6 月期：0.850月分 12 月期：0.850月分	期末手当 6 月期：0.655月分 12 月期：0.655月分 勤勉手当 6 月期：0.395月分 12 月期：0.445月分	県の制度に準じた改正
管理職手当	20,000円	49,900円	再雇用の管理職の支給割合を定めたため
扶養手当	子：10,000円	子：9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（期末勤勉手当、管理職手当）